

3. ペレシマ債ハ一型最底ニ五毛トスルコト
 4. ペレシマ工賃値上ハ別款(有惠)ノ通り實行スルコト
 5. 健康保険法ニ即時加入手續ヲトルコト
 6. 工場法ヲ即時適用實施スルコト
 7. 工場内ニ於テ使用スル一切ノ器具ハ工場主負担コト
 8. 朝ノ火起シハ考慮スルコト
 9. 此ノ件ニ付犧牲者ヲ出サハルコト
 10. 金ニ十五月ノ同情金トシテ爭議團ニ出スコト
 其外爭議團ハヒラツテ以テ工場主ノ非行ヲ宣傳シタル件ニ對シ
 テ詭狀ヲ入レルコト、シテ同情金ハ本日中ニ詭狀ト交換ニ支給
 スルコト、セリ

右及申(通)報張也

信

労働第一六六六號

昭和七年六月一日

警視總監 藤沼丞平

内務大臣 山本達雄 殿

會 高 長 官 殿

事務主任 海縣長官 殿 (大分)

7. 6. 2
3922

日本紙業株式會社有工場労働爭議ニ關スル件(第報一號)
 標記労働爭議ハ前報後會社側ノ態度強硬ニシテ後業員ノ要求ヲ
 容レノミナラス後業員ニ對シ工場閉鎖議ヲ以テ之レニ對抗スル
 計畫ヲ樹テタル為メ後業員側ハ本月二十一日夜對策協議ノ結果
 此際自重スルコトヲ策ヲ得タルモノナリト主張スル者多ク二十
 二日朝ヨリ一着ニ就業スル然レニ一却尖鋭分子別派一却外者
 年部員八名ハ並出テ嫌害ヲリストシ密カニ協議ヲ為シ以テアリ

化